

令和3年度高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金交付要綱

令和3年3月30日2福保高施第2395号
最終改正 令和3年7月7日3福保高施第777号

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金（以下「補助金」という。）について、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者を介護する施設において、施設の実情に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働く環境を整えられるよう支援する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(補助対象)

第4条 補助金の交付対象サービス及び経費は、次のとおりとする。

(1) 補助対象サービス

- ア 介護老人福祉施設（定員29名以下は除く。）
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護医療院
- エ 養護老人ホーム
- オ 介護療養型医療施設
- カ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）（定員29名以下の介護専用型有料老人ホームは除く。）
- キ サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）（定員29名以下は除く。）
- ク 軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護）（定員29名以下は除く。）

なお、アからウまでにおいて、従来型施設とユニット型施設が同一建物内にあり、経営資源を共有している場合は、実態として一体として使用されているものとみなし、両施設を合算した1施設として扱う。

(2) 補助対象経費

- ア 令和3年4月1日から同年6月30日までに発生したPCR検査等費用を対象とする。
- イ 令和3年7月1日から同年9月30日までに発生した入所者に対するPCR検査等費用を対象とする。

(交付額の算定)

第5条 補助額の算定は、次のとおりとする。

- (1) 第4条(1)のアからオまでの補助対象サービスの補助金の交付額の算定に当たっては、表1に定める施設運営費ごとに定める基準単価の額と上記(2)に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)
- (2) 第4条(1)のカからクまでの補助対象サービスの補助金の交付額の算定に当たっては、表1に定める基準単価の額と上記(2)に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じた額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、第9条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(変更交付申請)

第8条 前条の規定に基づく決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第6条の規定に準じて、変更交付申請書(別記第2号様式)により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金は、次の条件を付して交付するものとする。

(1) 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(2) 承認事項

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- イ 事業の内容を変更しようとするとき。
- ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の遂行命令

ア 知事は、補助対象事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

イ アの命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

（5）実績報告書の提出

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記第 3 号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（6）補助金の額の確定

知事は、（5）の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

（7）補助事業実施状況の報告

補助対象事業者は、必要に応じて知事が別に定める方法により補助事業の実施状況を報告しなければならない。

（8）是正のための措置

ア 知事は、（6）の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

イ （5）の規定による実績報告は、上記の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

（9）決定の取消し

ア 知事は、補助対象事業者が次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（ア）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（イ）補助金を他の用途に使用したとき。

（ウ）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（エ）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用者その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、（6）の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（10）補助金の返還

ア 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

イ （6）により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(11) 違約加算金

- ア 補助対象事業者は、(9)の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- イ 上記の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(12) 延滞金

- ア 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- イ アの規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(13) 他の補助金等の一時停止等

- 補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

(14) 財産処分の制限

- ア 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。
- イ 補助対象事業者が知事の承認を受けて上記の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- ウ 補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(15) 関係書類及び帳簿の整理保管

- 補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(16) 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

(17) 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金の交付は、補助事業完了後に確定払により交付する。

(暴力団の排除)

第11条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

表1（5条関係）

1 対象施設	2 定員区分（人）	3 基準単価（千円）		4 単位	5 補助対象経費	6 補助率
		令和3年4月1日から 同年6月30日まで	令和3年7月1日から 同年9月30日まで			
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、養護老人ホーム及び介護療養型医療施設	～69	1,920	960	施設	第4条（2） のとおり	10/10
	70～139	3,640	1,960			
	140～	5,960	3,240		第4条（2） のとおり	1/2
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）、 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）及び 軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護）		2,000	1,000			